

令和6年度 第2回入札監視委員会〔議事概要〕

1. 開催日時 令和7年3月26日(水) 午前10時から
2. 開催場所 熊取町役場 北館3階 大会議室
3. 出席者 委員：3人(全員)
事務局：総務部長、総務部理事、総務課長
総務課総務・契約検査グループ長
4. 議題
 - 〈報告案件〉(1) 令和6年度下半期(R6.10.1～R7.1.31)の入札・契約状況等について
 - (2) 入札参加停止措置の状況について
 - 〈審議案件〉(3) 抽出事案に関する入札及び契約の処理状況について<審査>
 - ①普通河川和田川護岸修繕工事(R6-1)
 - ②奥山雨山自然公園施設更新工事(R6-2)
 - ③熊取町立南学童保育所トイレ改修工事
 - ④道路施設維持修繕工事(R6-6)
 - ⑤都市公園等除草工事(R6-11)
 - ⑥美熊台二丁目宅地補償擁壁設計調査業務(R6-1)
 - 〈その他〉 入札・契約に関する情報提供等
〔令和7年度建設工事等発注見通しについて〕
5. 公開・非公開の別 非公開
 - 非公開の理由 本会は、審議会等会議公開指針第3条第1項第2号に該当し、入札監視委員会規則第6条第5項(委員会は、非公開とし、委員会の議事概要は、これを公表する。)により、非公開とします。

6. 審議等の概要

〈報告案件〉

- (1) 令和6年度下半期（R6.10.1～R7.1.31）の入札・契約状況等について
- ・下半期に入札執行した指名競争入札17件（建設工事16件、コンサルタント業務1件）の執行状況を説明。

主な意見・質疑
質疑なし

- (2) 入札参加停止措置の状況について
- ・下半期（R6.10.1～R7.3.31）の入札参加停止業者の措置状況について説明。

主な意見・質疑
1. 入札参加停止措置中の業者と町が契約する場合はあるか。 2. 個人の犯罪の場合、どのような場合に入札参加停止措置となるのか
回答・説明
1. 入札参加停止中の業者のみ対応できない業務の場合は、業者選定委員会の議を経て随意契約が締結できる制度としている。 2. 業務に関し、各種法令に違反し、禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、または起訴された場合は、1ヶ月から1年の間で入札参加停止措置を行うことになる。

〈審議案件〉

- (3) 抽出事案（6件）に関する入札及び契約の処理状況について〈審査〉
- ・各案件について工事概要、業者選定方法、入札経緯、入札結果等を総括的に説明。

①普通河川和田川護岸修繕工事（R6-1）〔指名競争入札〕

主な意見・質疑
1. 予定価格を超える入札を提出した業者へペナルティはあるか。
回答・説明
1. 明かな妨害行為であれば、検討の余地はあるが、予定価格を超える入札にペナルティはない。

②奥山雨山自然公園施設更新工事（R 6－2）〔指名競争入札〕

主な意見・質疑
1. 奥山雨山自然公園施設更新工事はどのような工事か。 2. 工事内容は入札件数に影響するか。 3. 工程の難しさは、予定価格に反映されているか。
回答・説明
1. 自然公園内のハイキングコースに案内看板を設置する工事で、工事車両は入れない山道であるため、資機材は徒歩で運搬し施工する工事。 2. 資機材の搬入が困難な施工箇所での工事は辞退が多い傾向にある。 3. 機械施工と人力施工では、施工単価が違うので、予定価格に反映される。

③熊取町立南学童保育所トイレ改修工事〔指名競争入札〕

主な意見・質疑
1. 入札参加制限とは 2. 開札する工事の順番はどのように決めているか。
回答・説明
1. 本件工事の同日での入札において、先に開札した工事を落札した場合は、以後の同一発注区分の工事入札は参加できないこととしている。 2. 工種ごとに予定価格の高いものから開札する。

④道路施設維持修繕工事（R 6－6）〔指名競争入札〕

主な意見・質疑
1. 無効の理由は 2. 工事費内訳書は手書きの記載のため、違算による失格者となるが、電子データの入力による提出はできないか。 3. 電子入札の検討状況はどのようなものか。
回答・説明
1. 工事費内訳書の違算。 2. 郵便入札により入札執行しているため、工事費内訳書の提出は手書きが基本となる。電子入札の導入となればデータでの提出は可能となる。 3. 電子入札の導入について検討をしているが、予算的に厳しい状況であり、引き続き検討を継続する。

⑤都市公園等除草工事（R 6－1 1）〔指名競争入札〕

主な意見・質疑
1. 冬の時期の除草はどのようなものか。 2. 2ヶ月の工期は適正か。
回答・説明
1. 冬の間に熊取町全体の公園の除草を行い、春に向けた予防のような除草を行っている。 2. 適正であると考えている。

⑥美熊台二丁目宅地補償擁壁設計調査業務（R 6－1）〔指名競争入札〕

主な意見・質疑
1. 落札業者は予定価格の5割程度で落札している。他の応札者との価格差があるが、どのように考えているのか。 2. 結果的に安価で最大限の効果が得られれば問題ないが、成果として不具合が無いよう調査、検証されたい。 3. 予定価格の設定は適正か。
回答・説明
1. 各事業者により専門とする分野があるため、落札業者が業務内容全般において専門とする分野であったためと推察する。 2. 成果品については、十分検証する。 3. 標準設計を基準としているため、適正と考える。

〈その他、総括的な事項について〉

主な意見・質疑
1. 質疑なし

〈審議結果〉

審議結果
1. 令和6年度下半期（R 6.10.1～R 7.1.31）の入札、契約の執行状況については、適正に処理されているものと認める。

〈その他〉 令和7年度建設工事発注見通し（R7.4.1）について

主な意見・質疑
質疑なし

7. 審議会の情報	名 称	入札監視委員会
	根拠法令等	附属機関条例 入札監視委員会規則
	設置期間	平成 21 年 7 月 24 日～
	所掌事項	建設工事並びにコンサルタント業務にかかる入札、契約の過程及び内容について審査し、入札及び契約事務の公正な執行審査に關すること。
	委員数	3 人
8. 担当課	総務課	